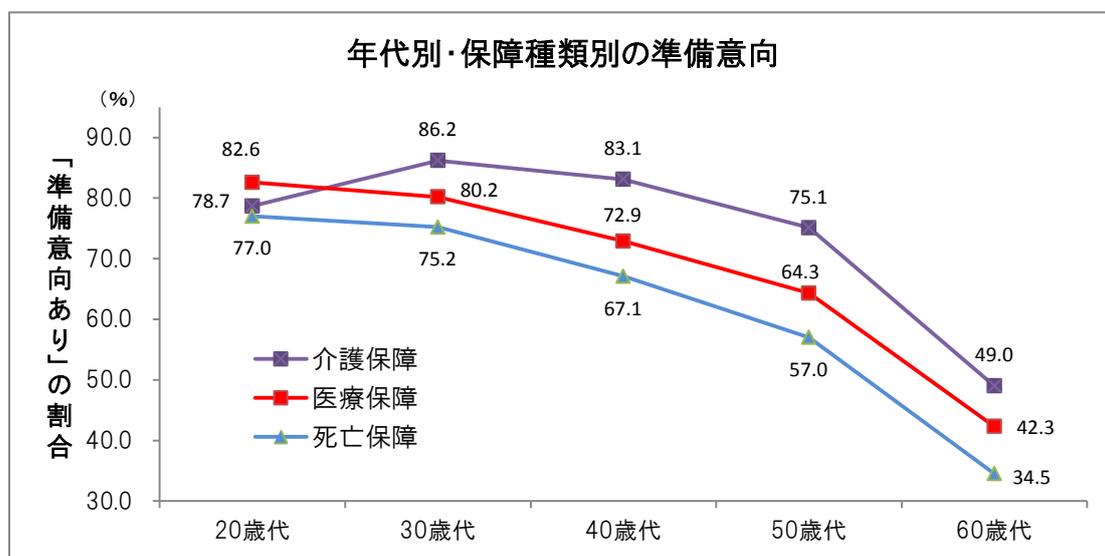


1. 開発の背景

少子高齢化の進展や晩婚化による独身者の増加といった社会の構造的変化を背景に、お客さまの保険商品に対するニーズは急速に多様化しています。その中でも、介護・医療等のいわゆる第三分野の保障に対するニーズは高い水準にあり、この傾向は今後も続いていくものと見込まれます。

これに対し、死亡保障は、人口の減少等により市場全体としては縮小の方向にあるものの、個々のお客さま単位で見れば、万一の場合の残されたご家族への保障は依然として重要であり、このような遺族保障を準備するうえで生命保険が有効な手段であることに変わりはありません。



出典：生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

これらのことから、当社では、多様化するお客さまのニーズに応じて死亡保障と第三分野の保障を効果的に組み合わせ、お客さま一人ひとりの状況にあわせてそのリスクをトータルでカバーすることができる商品をご提供していくことが重要と考えております。

また、当社がご契約者を対象に毎年実施しているアンケートでは、商品の内容に関して重視する点として「保険商品の内容や仕組みがわかりやすい」という項目が最上位を占めており、保険商品に対するニーズの多様化の一方で、お客さまが保障内容のわかりやすさについても非常に重要視していることがうかがえます。

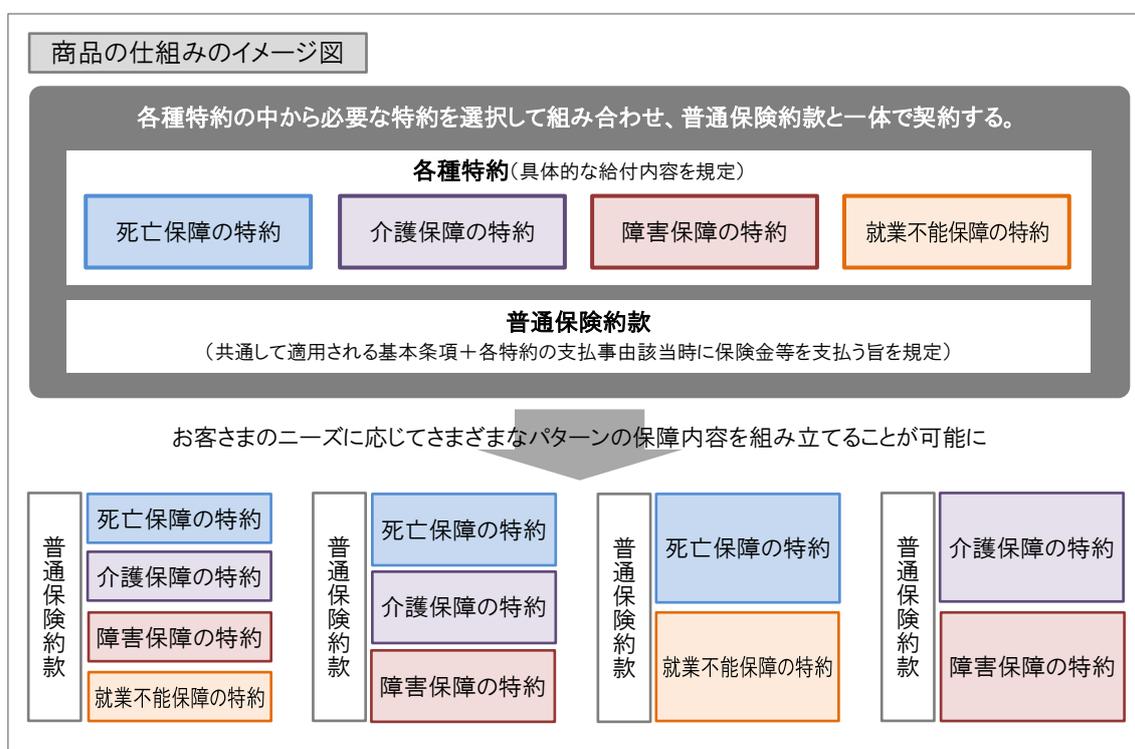
このような状況を踏まえて、今般、従来の商品体系を抜本的に見直すことにより設計の自由度を高めるとともに、第三分野の特約から死亡保障を分離することで保障内容のわかりやすさにも配慮した新商品『未来のとびら』を開発するに至りました。

2. 『未来のとびら』の仕組みと特徴

「特約」同士の組み合わせにより保障内容を柔軟に構築

特約組立型総合保険は、全契約に共通して適用される基本的な契約事項（責任開始期、保険料の払込など）のほか、各特約の支払事由に該当した場合に保険金等を支払う旨を規定する「普通保険約款」と、死亡・介護・障害・就業不能等の保障に関してそれぞれ具体的な給付内容を規定する各種の「特約」が一体となって1つの保険契約を構成する仕組みです。

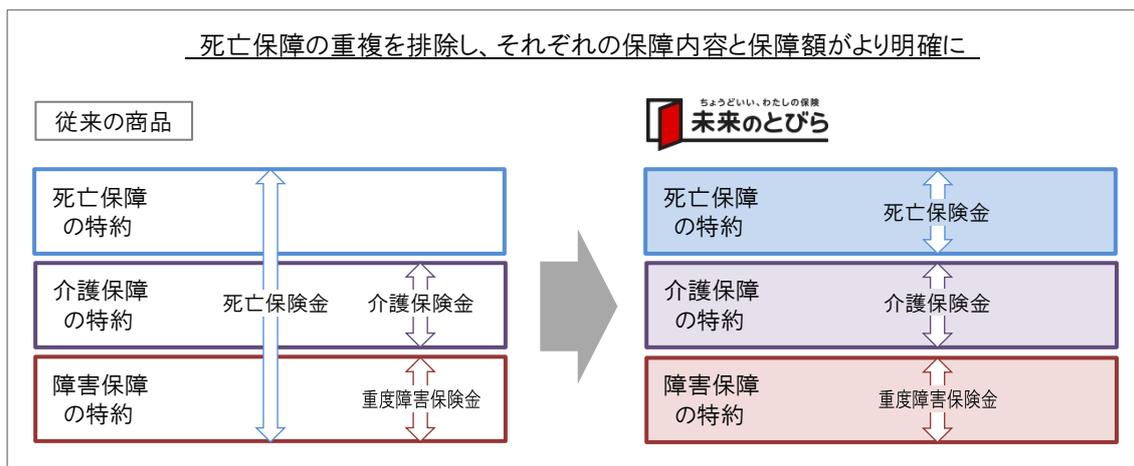
これにより、従来の商品における「主契約」という概念はなくなり、特約同士の組み合わせによって保障内容を構築していく形となることから、これまでの「主契約＋特約」という枠組みに縛られることなく、より多様なプランをお客さまのニーズにあわせて柔軟に設計することが可能となります。



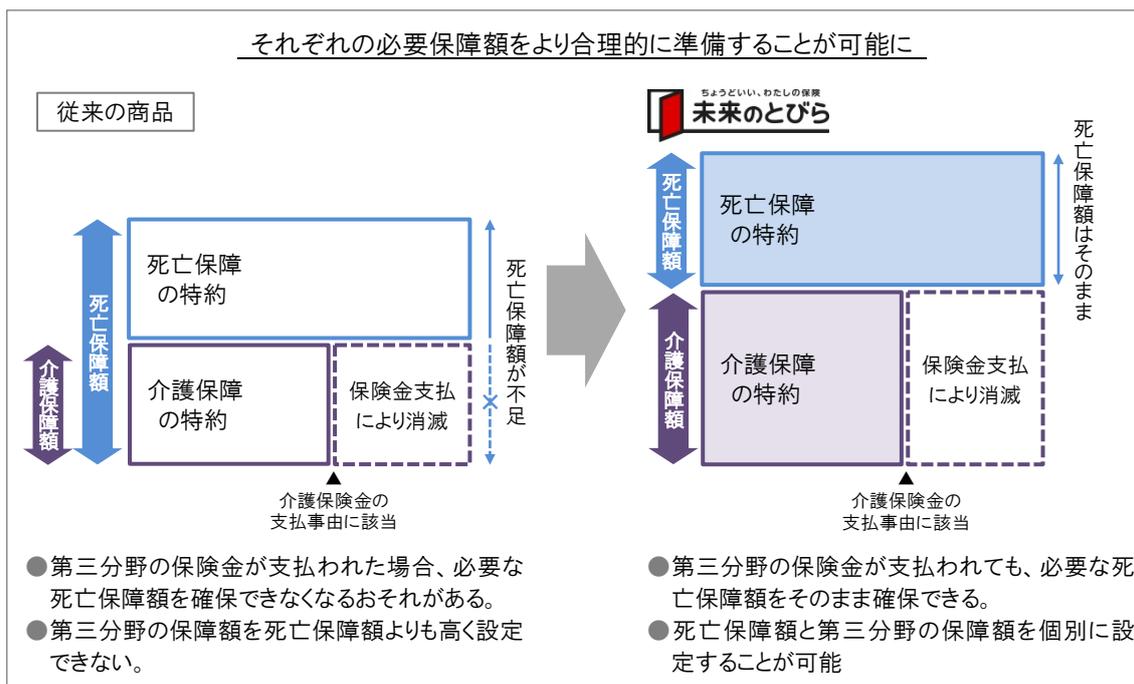
第三分野を保障する特約から死亡保障を分離

これまで当社が販売していた第三分野の特約は、介護や重度障害に対する保障額と同額の死亡保障を組み込んだ仕組みのものがほとんどでしたが、『未来のとびら』では、すべての第三分野の特約からこの死亡保障を分離することとしました。

これらの各保障に特化した特約を「積み木」のように組み立てていくことで、それぞれの保障内容と保障額をお客さまにより明確に把握していただけるようになります。



また、従来の商品は、1つの特約で死亡のリスクと介護等のリスクの両方に備えられる反面、①介護保険金等が支払われるとその後の死亡保障がなくなる、②死亡保障よりも介護等の保障に重点を置いたプランの設計が困難といったデメリットがありましたが、本商品では死亡保障を分離したことで、死亡保障と第三分野の保障のそれぞれについて、必要な保障額を過不足なく準備することができるようになります。



3. 『未来のとびら』の特約ラインアップ

	特約の種類	保険期間 のタイプ	給付 のタイプ	支払事由の概要
死亡 保障	定期保険特約	有 期	一時金	死亡または高度障害状態に該当したとき。
	収入保障特約	有 期	年 金	
	終身保険特約	終 身	一時金	
	生存給付金付定期保険特約	有 期	一時金	-死亡または高度障害状態に該当したとき。 -所定の時期に生存しているとき。*1
介護 保障	介護保障特約<有期型>	有 期	一時金	-公的介護保険の要介護2以上と認定されたとき。
	介護収入保障特約	有 期	年 金	-認知症・寝たきりによる所定の要介護状態が一定期間継続したとき。
	介護保障特約<終身型>	終 身	一時金	※上記の他、公的介護保険の要介護1と認定されたとき、給付金を支払う。
障害 保障	重度障害保障特約	有 期	一時金	所定の重度障害状態に該当したとき。
就業不能 保障	就業不能保障特約	有 期	年 金	入院・在宅療養のために所定の就業不能状態が一定期間継続したとき。*2
その他	傷害特約	有 期	一時金	不慮の事故により死亡または所定の身体障害の状態に該当したとき。
	災害割増特約	有 期	一時金	不慮の事故により死亡または高度障害状態に該当したとき。
	リビング・ニーズ特約	—	一時金	余命が6ヵ月以内と判断されるとき。
	保険料払込免除特約	—	—	-7大疾病で所定の条件に該当したとき。 -所定の移植術を受けたとき。

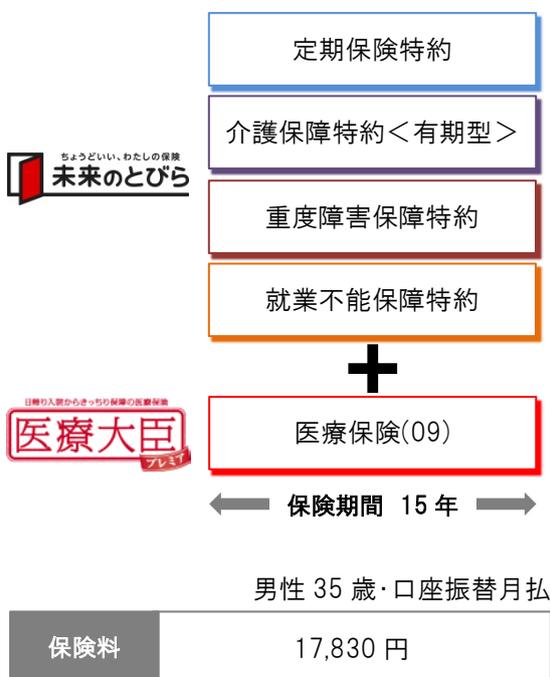
*1 生存給付金付定期保険特約の生存給付金は、契約から5年ごとおよび特約の保険期間満了時にお支払いします。

*2 精神障害または妊娠・出産等に係わる疾患が原因の場合は、給付金(一時金)のお支払いとなります。

なお、医療保障につきましては、未来のとびらに『医療大臣プレミア』(5年ごと配当付医療保険(09)・5年ごと配当付終身医療保険(09))をバックして加入することによりご準備いただけます。

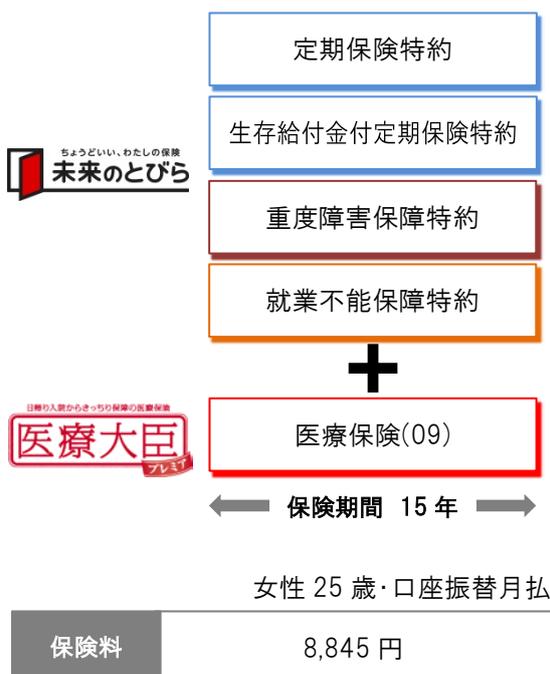
4. 契約例

(1) 世帯主のお客さま向けの契約例



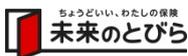
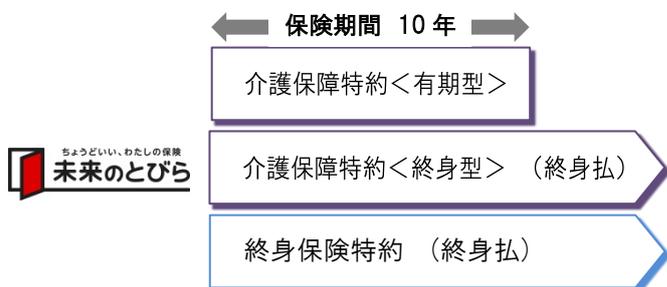
契約例	
定期保険特約	3,000 万円
介護保障特約<有期型>	1,000 万円
重度障害保障特約	300 万円
就業不能保障特約	年額 180 万円
医療保険	日額 6,000 円
成人病給付特約	日額 4,000 円
3大疾病治療給付金付がん特約	日額 5,000 円
先進医療特約(保険期間 5 年)	500 万円
移植医療特約(保険期間 10 年)	1,000 万円

(2) 女性のお客さま向けの契約例



契約例	
定期保険特約	300 万円
生存給付金付定期保険特約	200 万円
重度障害保障特約	100 万円
就業不能保障特約	年額 120 万円
医療保険	日額 5,000 円
3大疾病治療給付金付がん特約	日額 5,000 円
先進医療特約(保険期間 5 年)	500 万円
移植医療特約(保険期間 10 年)	1,000 万円

(3) 中高年齢層のお客さま向けの契約例



契約例	
終身保険特約	200万円
介護保障特約<有期型>	300万円
介護保障特約<終身型>	200万円

男性 60 歳・口座振替月払

保険料	18,401 円
-----	----------

以上